

産業廃棄物収集運搬業許可証

コピー禁止

住所 岩手県八幡平市大更第1地割238番地10

氏名 株式会社北岩手衛生センター 代表取締役 釜田 昭彦

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する

盛岡広域振興局長 高橋 達也



許可の年月日 令和 3年11月12日

許可の有効年月日 令和 8年11月11日

1. 事業の範囲

(1) 産業廃棄物の種類

取扱う産業廃棄物（水銀使用製品産業廃棄物を含む。また、自動車等破砕物及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

- ・燃え殻
- ・汚泥
- ・廃油
- ・廃酸
- ・廃アルカリ
- ・廃プラスチック類
- ・紙くず
- ・木くず
- ・繊維くず
- ・動植物性残さ
- ・ゴムくず
- ・金属くず
- ・ガラスくず、コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)
- 及び陶磁器くず
- ・鉱さい
- ・がれき類
- ・動物のふん尿

以下余白

(2) 積替え・保管を含むもの
無

以下余白

2. 許可の条件

以下余白

3. 許可の更新又は変更の状況

平成 3年10月31日	当初許可
平成 8年10月31日	更新許可
平成13年11月12日	更新許可
平成18年 5月15日	事業範囲の変更許可

(以下、裏面記載)

- (1) 産業廃棄物の種類に燃え殻、廃油、廃酸、廃アルカリ、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、鉍さい、動物のふん尿を追加したこと。
- (2) 廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くずについて、「自動車等破砕物であるものを除く。」とする限定を解除したこと。

平成18年11月12日 更新許可

平成22年 4月15日 変更届出書受理（名称を有限会社北岩手衛生センターから変更したこと。代表者を菅原章から変更したこと。）

平成23年10月25日 変更届出書受理（産業廃棄物の種類について、「自動車等破砕物であるものを除く。」と限定したこと。）

平成23年11月12日 更新許可

平成28年11月12日 更新許可

令和 3年11月12日 更新許可

以下余白

4. 積替え許可（盛岡市の許可）の有無 無
以下余白

5. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 無
以下余白